

令和5年9月19日

ケアマネジメント推進部会

「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」 ケアマネジメント推進部会

- ◆令和4年度の本協議会からの提言「地域における障がい者等への支援体制」の中で、行政や地域に求められる障がい児者の相談支援体制の整備することが必要。
- ◆各市町村が今年度策定する、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に反映できるよう、今年7月、ケアマネジメント推進部会において、「相談支援体制の充実・強化に向けて」を作成し、府や市町村に提言を发出。

【現状と課題】

- ◆令和4年4月時点、府内の指定特定・障がい児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員は、9年前と比較すると概ね5倍に増加。
- ◆1事業所あたりの従事者は、2.05人で9年前とほぼ変わらず、一人事業所の形態も多く、組織的には希薄な状態。
- ◆令和3年度末の府全体のセルフプラン率については、全国平均を大きく上回っており、障害者総合支援法分が41.3%（国平均15.6%）で全国ワースト1、児童福祉法分が50.5%（国平均28.9%）で全国ワースト3。
- ◆セルフプラン率が高い要因としては、相談支援専門員が不足し、本人や家族が作成するセルフプランが多くなっていると考える。
- ◆「基幹相談支援センター」を設置していない市町村は7市町。
- ◆自立支援協議会の形骸化や地域資源不足し、機能していない部分がある。

【提言内容】

◆市町村への提言

- ◆各市町村がセルフプランの実状を把握し、セルフプラン率の高低の要因を分析し、相談支援専門員の人数等を数値化し、相談支援体制の整備に取り組む。
- ◆相談支援専門員が悩みを抱え込んで孤立しないよう、事業所内で日常的にスーパービジョンを行える体制整備や雰囲気醸成。
- ◆「基幹相談支援センター」を設置していない市町村は、早期に設置が必要。
- ◆府内全市町村に自立支援協議会が設置しているが、課題を共有し、解決に向けた地域づくりができる体制を整備。
- ◆施設入所者の地域移行を進めるためには、市町村が地域移行の少ない施設に啓発的に働きかける。

◆府への提言

- ◆基幹相談支援センター未設置の7市町に対し、設置に向けた課題解決への支援。
- ◆障害者総合支援法改正を踏まえて国マニュアルが改正される予定。合わせて、地域事情に応じた大阪府版マニュアルを作成。
- ◆相談支援事業所が孤立し、従事者が疲弊してバーンアウトすることのないよう、支え合う体制づくりや人材育成の観点からも国に制度の見直しを働きかけ。
- ◆本部会において作成した「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン」に主任相談支援専門員の役割や活動事例等を追記し、ブラッシュアップを図る。